

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和4年4月1日～令和5年3月31日

施設名		徳島市加茂名デイサービスセンター				
指定管理者	社会福祉法人 徳島市社会福祉協議会	担当課	高齢介護課			
指定期間	R2. 4. 1～R5. 3. 31	公募・非公募の別	公募			
施設の所在地	徳島市庄町5丁目48番地	事業の概要	・在宅寝たきり老人の通所介護 ・介護保険制度の適用を受ける居宅サービス ・施設の維持管理業務			
施設の概要	鉄筋コンクリート造平屋建 381.56㎡					
	項目名	令和3年度	令和4年度	項目名	令和3年度	令和4年度
利用状況に関する こと	利用者数等	3,935人	3,403人	自主事業参加人数	80人	80人
	利用回数	299回	306回	事業開催数	12回	12回
収支状況に関する こと	指定管理料	0千円	0千円	人件費	25,574千円	21,559千円
	利用料収入	26,254千円	23,793千円	管理費	10,859千円	10,193千円
	その他収入	2,131千円	1,860千円	その他	261千円	236千円
	収入実績(総額)	28,385千円	25,653千円	支出実績(総額)	36,694千円	31,988千円
評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント				担当課評価
施設管理 体制	(1) 法令等遵守	(1) 守秘義務、各種法令、徳島市条例を遵守するため、法令遵守責任者を配置し、職員研修等を実施した。 (2) 「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を満たす適切な職員配置を行った。 (3) 質の高いサービスを提供するためOJTや県社協が実施する研修会に参加した。 (4) 新型コロナウイルスの影響により、訪問での営業活動が出来なかったため、パンフレット等を作成し、FAXで営業活動を行った。 (5) 設備管理は専門業者に委託し、備品管理については年2回職員が点検を行った。 (6) 毎日清掃時に目視による日常点検と定期的な設備点検を行った。 (7) 防火・災害時避難訓練を年2回実施。また「緊急災害マニュアル」の点検を行った。				A
	(2) 職員配置					
	(3) 職員研修					
	(4) 利用促進の取組み					
	(5) 設備・備品管理					
	(6) 安全管理体制					
	(7) 緊急時の体制					
利用者に関する 業務	(1) 利用状況	(1) 新型コロナウイルスの影響による自粛及び3月末での事業終了となることに伴う他事業者への移行等により、利用状況は前年度と比較して減少となった。 (2) 「公の代行」という理念のもと、対応困難者を排除することなく受け入れ、個々の身体能力に応じたサービスの提供を行った。 (3) 介護保険による自己負担割合を基本として利用料の徴収を行った。 (4) 質の高いサービスを提供するためOJTや県社協が実施する研修会に参加した。 (5) 個人情報の取り扱いについては重要事項説明書により利用者に説明し、了承を得ている。また、諸規程も整備済みであり、職員研修も実施している。 (6) 「ご意見箱」の設置(常設)やアンケート調査を行い、サービス向上に努めている。また、質の高いサービスを提供するためOJTや県社協が実施する研修会に参加した。				A
	(2) 平等な利用					
	(3) 利用料金					
	(4) 接客対応					
	(5) 個人情報保護					
	(6) サービス向上の取組					
施設 業務 維持 管理	(1) 保守点検業務	(1) ボイラー、空調等は専門業者に委託し年2回実施。 (2) 美化対策として厨房、トイレ、浴室、ホール等は毎日、職員が清掃を行っている。 (3) 空調設備の点検・修理を専門業者に依頼し、設備の維持を図った。				A
	(2) 清掃等維持管理業務					
	(3) 修繕等維持管理					
事実 事業 実施	(1) 企画運営事業	(1) 新型コロナウイルスの影響により自粛。 (2) 新型コロナウイルスの影響により会議のみの開催となった。				A
	(2) 自主事業					
経理 状況	(1) 施設収支状況	(1) 施設がデイサービスセンターのため、施設収益は無い。 (2) 新型コロナウイルスの影響による利用自粛及び事業廃止に伴う他事業者への移行等により、経営状況は厳しい状況となった。 (3) 光熱水費の節電や節水、昼食の外注、事務用品の無駄遣いの禁止等、経営努力を行った。				A
	(2) 指定管理者経営状況					
	(3) 経費の縮減					
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)					
担当課総合評価コメント						総合評価
新型コロナウイルスの影響による利用自粛及び事業廃止に伴う他事業者への移行などで利用者数の減少等があり、経営状況は厳しいものの経費節減に努めたほか、職員研修なども積極的に行い、通所介護サービスの質の向上に努めたことから評価をAとした。						A
総合評価基準	S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)					